

2014年6月25日

消費者庁長官 阿南 久 様

食のコミュニケーション円卓会議
代表 市川まりこ

食品表示基準策定プロセスについての要望

現在、食品表示基準は消費者委員会食品表示部会の3つの調査会で精力的に論議がされて報告書として取りまとめられています。そして、消費者委員会としての結論が出たのち、消費者庁はその結論を基に、食品表示基準（案）を策定し、広く国民に対して意見募集を行うと聞いています。

今回の食品表示基準策定については単に3つの法律（食品衛生法、JAS法、健康増進法）の表示の部分を1つにするだけではなく、国民にとって今までよりも分かりやすい食品表示にしなければなりません。そのためには食品表示基準策定プロセスにおいて、ごく一般の消費者や中小零細食品事業者を含め広く国民の意見を聞き、食品表示基準に反映させることが重要と考えます。

このことを実現するために、食のコミュニケーション円卓会議としては意見募集以降の食品表示基準策定プロセスに対し、以下の3点を要望します。

1. 食品表示基準は国民にとって非常に重要な基準であるので、意見募集の期間は最低でも2か月以上とし、国民に対し十分検討できる時間を用意すること。
2. 消費者庁は全国のできるだけ多くの場所で食品表示基準（案）の説明会を実施し、広く国民に対し食品表示基準（案）を周知させるとともに、説明会の場でも広く国民の意見を聞くこと。
3. 意見募集で広く国民から集まった意見については、消費者庁で十分に精査を行い、納得性のある意見については、食品表示基準に確実に反映させること。

以上